

杉本工業 株式会社 一般事業主行動計画

社員が、さらに仕事と生活の両立を図ることができるようにするために、年次有給休暇の取得の促進を図る。

1. 計画期間：令和 5年 5月 1日から 令和10年 4月30日までの5年間

2. 内 容：

目標1 「ノー残業デー」の回数の増加など、所定外労働を含めた年間総労働時間の削減を行う。

令和 5年 5月から 残業時間の発生状況の把握、改善方法を検討する。

休日出勤後の振替休日を完全消化するための方法を検討する。

令和 5年10月から ノー残業デーの回数を決定し実施する。

令和 6年 5月から 取組実施状況の把握、改善をおこなう。

目標2 年次有給休暇の取得を促進する。

令和 5年 5月から 年次有給休暇 取得状況の確認、取得促進の方策を検討する。

令和 5年10月から 年間取得目標を決定する。

平成 6年 5月から 取組実施状況の把握、改善を行う。